

工事請負契約書

工事名： ○○○○○○

見 本

令和○年○月

発注者： ○○ ○○

請負者： 株式会社 HOPE

収 入
印 紙

工 事 請 負 契 約 書

発 注 者 _____ と
受 注 者 _____ とは

この契約書により工事請負契約を締結する。

- 工 事 名 _____
- 工 事 場 所 _____
- 工 事 内 容 _____
- 工 期 着 手 _____ 年 _____ 月 _____ 日
完 成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 請 負 代 金 額 金 _____ 円
うち工事価格(取引に係る消費税の額を除く額) 金 _____ 円
取引に係る消費税の額 金 _____ 円
- 支 払 方 法 発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。
この契約成立のとき 金 _____ 円
部 分 払 第1回 金 _____ 円
第2回 金 _____ 円
完 成 引 渡 し の 時 金 _____ 円
- 検 査 及 び 引 渡 時 期 完成の日から _____ 日以内
- 「特定商取引に関する法律」の適用の有無

(注)「有」を選択した場合には、「特定商取引のクーリング
オフに関する別紙」(クーリングオフに関する規定が赤枠の
中に赤字で印刷してある別紙)を、この請負契約書と一体 (イ) 有 (ロ) 無
化して綴り、割り印を押して、注文者に交付してください。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各1通を保有する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

発注者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

受注者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

以下に署名又は記名押印する監理者は、以下に定める監理者の責任を負うことを承認して、ここに記名押印する。(監理者をおく場合に限り記載する。)

監理者 氏 名 _____ 印

(監理者の責任)

監理者は、この契約の対象となる工事について監理業務(建築士法第2条第7項で定める工事監理並びに同法第18条第3項及び第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。)を受託し、この契約が円滑に遂行されるように協力するとともに、以下のとおり履行する。

1 監理者は発注者に代って、この契約の履行に必要な次の事務を扱う。

- 受注者の提出する工事費内訳明細書、工程表、その他仕様書に明示した書類を調査して承認する。
- 実施計画に基づいて、施工に必要な詳細図、現寸図、その他の書類を作り、工程表によって適当な時期に受注者に交付する。また受注者の作る工作図、模型などを検査して承認する。
- 施工一般について受注者に指図する。
- 工事材料と工作の検査をし、試験又は工事の施工に立会う。
- 図面、仕様書などに基づいて工事の出来形検査と完成検査を行

い、引渡しに立会う。

- 受注者の提出する部分払請求書を工事の現状に照して技術的に調査する。
- 工期又は請負代金額の変更の書類を技術的に調査する。
- この工事とこれに関連する他の工事との総合調整にあたる。
- 前項各号の一について、受注者が指図、検査、立会などを求めたときは、監理者は直ちにこれに応ずる。
- 工事についての当事者間の協議は、監理者に連絡して行う。
- 監理者は発注者の承認する代理人を定めて監理させることができる。このときはあらかじめ受注者に通知する。
- 監理者は現場係員を使用することができる。このときはあらかじめ受注者に通知する。現場係員は工事場に駐在し、監理者の指図をうけて専ら施工を監督する。

第1条（第三者の損害）

施工のため、第三者の生命、身体に災害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛議を生じたとき、受注者はその処理解決に当たる。ただし発注者の責に帰する事由によるときはこの限りでない。

- 2 前項に要した費用は受注者の負担として工期は延長しない。ただし発注者の責に帰すべき事由によって生じたときは、その費用は発注者の負担とし必要によって受注者は工期の延長を求めることができる。

第2条（危険負担）

天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、その損害は受注者の負担とする。

第3条（完成及び検査）

受注者は、工事を完了したときは、設計図書のとおりを実施されていることを確認して、監理者に検査を求め、監理者は、速やかにこれに応じて受注者の立会いのもとに検査を行う。

- 2 検査に合格しないときは、受注者は、工期内又は監理者の指定する期間内に、修補し、又は改造して監理者の検査を受ける。
- 3 受注者は、工期内又は監理者の指定する期間内に、仮設物の取払い、後片付け等の処置を行う。ただし、処置の方法について監理者の指示があるときは、当該指示に従って処置する。
- 4 前項の処置が遅れている場合において、催告しても正当な理由がなくなお行われなときは、発注者は、代わってこれを行い、その費用を受注者に請求することができる。

第4条（請求、支払）

契約書の定めるところにより受注者が部分払の支払を求めるときは、監理者の承認を得て、請求書を支払日5日前に発注者に提出する。

- 2 工事完成後、検査に合格したとき、受注者は発注者に請負代金の支払を求め、発注者は契約の目的物の引渡を受けると同時に、受注者に請負代金の支払を完了する。

第5条（工事の変更）

発注者は必要によって工事を追加もしくは変更し、又は工事を一時中止することができる。

- 2 前項のとき請負代金額又は工期を変更する必要があるときは発注者、受注者協議して定める。

第6条（工期の変更）

不可抗力によるか、又は正当な理由があるときは、受注者はすみやかにその事由を示して、発注者に工期の延長を求めることができる。このとき工期の延長日数は発注者、受注者、監理者協議して定める。

第7条（請負代金の変更）

発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

- 一 工事の追加又は変更があったとき。
 - 二 工期の変更があったとき。
 - 三 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
 - 四 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- 2 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による。

第8条（履行遅滞及び違約金）

受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないときは、契約書の定めるところにより、発注者は、受注者に対し、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年14.6パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。

- 2 発注者が第4条第2項の請負代金の支払を完了しないときは、受注者は、発注者に対し、延滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年14.6パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。
- 3 発注者が前払又は部分払を遅滞しているときは、前項の規定を準用する。
- 4 発注者が第2項の遅滞にあるときは、受注者は、この契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合において、受注者が自己のものと同様の注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び受注者が管理のために特に要した費用は、発注者の負担とする。
- 5 発注者の遅滞の後、この契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は発注者の負担とする。
- 6 受注者が履行の遅滞にあるときは、この契約の目的物に生じた損害は受注者の負担とし、不可抗力の理由によってその責めを免れることはできない。

第9条（発注者の解除権）

発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときには、契約を解除することができる。

イ 受注者又はその役員等（受注者が個人である場合にあっては当該個人を、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者をいう。以下、本条及び次条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは

関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき

ロ 発注者による第10条の2第2項の求めにもかかわらず、受注者が正当な理由なくこれを拒否したとき

- 2 前項に基づきこの契約を解除したときは、受注者は、これによって生じる発注者の損害を賠償するものとし、発注者は、これによっ

て生じる受注者の損害を賠償することを要しないものとする。なお、工事の出来形部分は発注者の所有とする。このとき前払金額に残額のあるときは、受注者はその残額について前払金額受領の日から利子を付けてこれを発注者に返す。

第10条（受注者の解除権）

受注者は、発注者が次の各号の一に該当するときには、契約を解除することができる。

イ 発注者又はその役員等が、暴力団関係者であると認められるとき

ロ 受注者による第10条の2第2項の求めにもかかわらず、発注者が正当な理由なくこれを拒否したとき

- 2 前項に基づきこの契約を解除したときは、発注者は、これによって生じる受注者の損害（発注者の所有となった工事の出来形部分に関わる損害を含む。）を賠償するものとし、他方、受注者は、これによって発注者に損害が発生しても、その損害を賠償することを要しないものとする。なお、工事の出来形部分について受注者に所有権が発生する場合は、受注者はその選択により、出来形部分を受注者に納入し発注者から当該出来形部分に応じた対価を求めることができる。

第10条の2（反社会的勢力ではないことの確約等）

発注者及び受注者は、それぞれ相手方に対し、次の各号を確約する。

イ 自ら又はその役員等が反社会的勢力（暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びその構成員、若しくはこれに類する者又は暴力的な要求若しくは法的な責任を超えた不当な要求を行う者をいう。以下本条において同じ。）ではないこと。

ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約の締結及び履行をするものではないこと。

- 2 発注者及び受注者は、この契約に基づく事業に関連する契約（以下、本条において「関連契約」という。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該関連契約の当事者たる相手方（当該暴力団関係者が関わる契約の当事者と連続した契約関係にある場合を含む。）に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第11条（紛争の解決）

この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によってその解決を図る。この場合において、審査会の管轄について発注者と受注者との間で特別の合意がないときは、同法第25条の9第1項又は第2項に定める審査会を管轄審査会とする。

- 2 発注者又は受注者が前項により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、又は審査会があっせん若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて審査会の仲裁に付することができる。

第12条（補則）

発注者、受注者、監理者は、この契約の運用に当たっては関係諸法令を遵守し、この契約の解釈は関係諸法令にできる限り適合する形で行う。

- 2 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者、監理者協議のうえ定める。

第13条（特約事項）